

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度法律相談業務
発 注 課	総務局広報部市民の声を聞く課
選 定 事 業 者	札幌弁護士会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務の実施に当たっては弁護士の派遣が必要であり、札幌市内で当該業務を履行可能な者は、札幌弁護士会以外にないため。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年3月10日